

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について

県内全域を対象として、３月２１日(月)までの間適用されていた「まん延防止等重点措置」が解除されました。

児童生徒に対しては、引き続きあらゆる機会を捉えて、感染症対策について指導を徹底いたします。保護者の皆様におかれましても、家庭での感染症対策を徹底いただくようお願いいたします。

【基本的な感染症対策】

- 1 「衛生管理ガイドライン」等に基づき、「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」をはじめとした「新しい生活様式」について、徹底を図る。
- 2 いつもと体調が違ふと感じた場合（微熱・のどの痛み・咳・発熱などの風邪症状、頭痛、倦怠感など）は、学校への登校（外出）を控える。
- 3 同居の家族に、「２」で示した発熱等の症状がある場合も登校や外出を控える。
- 4 暖房中であっても、こまめに換気を行う。
- 5 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や移動は控える。
- 6 都道府県をまたいで移動する際は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底する。

【飲食を伴う場面について】

- 1 学校内外を問わず、食事中は向かい合って着席しないようにし、会話を控える。
- 2 感染対策が徹底されていない飲食店の利用、普段会わない人や５人以上の人数・長時間での飲食は自粛する。

【部活動・少年スポーツ活動について】

- 1 県内の練習試合の禁止については、３月２２日より解除する。練習試合を行う場合は、学校長の判断を要する。なお、引き続き、合宿や県外への遠征等は当面禁止する。
- 2 部活動中に飲食する場合は、向かい合わないようにし、会話を控える。
- 3 部活動前後の集団での飲食は控える。
- 4 人との接触を避ける観点から、部活動及び大会終了後は速やかに帰宅する。
- 5 部室、更衣室等の共用エリアを使用する場合は、短時間の利用とし、時間差利用、身体的距離の確保に努め、会話を控える。

【連絡体制について】

- 1 新型コロナウイルス感染症に罹患しているかどうかを確認するためにＰＣＲ検査等を受けることになった場合は、速やかに学校に連絡する。

【差別や偏見、いじめ等の防止について】

- 1 感染者を特定したり、他者を誹謗中傷したりするようなＳＮＳでのやり取りは、人権及び個人情報保護の観点から、厳に慎む。